

徳島県公安委員会規則第12号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第2項の規定に基づく型式の指定に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和7年12月5日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第2項の規定に基づく型式の指定に関する規則を廃止する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第2項の規定に基づく型式の指定に関する規則（昭和60年徳島県公安委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。